

新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月7日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第11号

新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則

(新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第1条 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「印」を削り、「採用予定職(補職名)」を「採用予定の職(所属)」に改める。

別記様式第3号中「印」を削り、「補職名」を「所属」に改める。

別記様式第4号中「印」を削り、「氏名及び職(補職名)」を「氏名及び職(所属)」に、「採用時の職(補職名)」を「採用時の職(所属)」に、「任用予定職(補職名)」を「任用予定の職(所属)」に改める。

(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第2条 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「印」を削る。

(新潟市職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部改正)

第3条 新潟市職員の定年に係る勤務延長に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「印」を削る。

(新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第4条 新潟市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則(平成19年新潟市

人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「役職又は補職名」を「職及び所属」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。